

改正

平成29年3月31日規則第15号

滑川市高等学校生等就学支援事業規則

(目的)

第1条 この事業は、橋本一弘氏のふるさと滑川応援寄附金及びこの事業の目的に賛同する個人又は法人その他の団体からの寄附金を財源とし、予算の範囲内において成績優秀であるが経済的理由で就学困難な者の就学を支援するものである。

(要件)

第2条 支援金の給与を受ける者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、高等専修学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）に在学する者
- (2) 本市に住所を有する者、又は就学のため本市の区域外に住所を移した者でその者の父母その他の保護者（以下「保護者」という。）が本市に住所を有する者
- (3) 就学の意欲がある者
- (4) 十分に満足できる学業成績を収めている者又は教科以外でも大変優れた成果を収め、概ね満足できる学業成績を収めている者
- (5) 学資の支弁が困難である者のうち、次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 当該年度に、保護者の失職、破産、事故、病気等若しくは火災、風水害等の災害等により家計が急変したため、高等学校等就学が困難なこと。
 - イ 同一世帯者（保護者と住所を異にする場合は、生計を一にする者全員）の前年度所得の合計金額が少額であること。
- (6) 在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者

(給与の額)

第3条 支援金の給与の額は、年額200,000円とする。

(給与の期間)

第4条 支援金は、これを受けるに至ったときから高等学校等における正規の修学期間（高等専門学校は第3学年まで）を終了するときまでの期間給与する。

(申請の手続)

第5条 支援金を希望する者は、滑川市高等学校生等就学支援願書（第1号様式）及び推薦調書（第2号様式）を市教育委員会を經由して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には保護者が連署しなければならない。
- 3 申請は毎年行うこととする。

(支援対象者の決定)

第6条 支援対象者の決定は、滑川市支援対象者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮って市長が決定し、本人に通知する。

(交付)

第7条 支援金は、年1回、保護者名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(給与の取消)

第8条 市長は支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、選考委員会に諮って資金の給与を取り消すものとする。

- (1) 第2条に定める要件を欠くに至ったとき。

(2) その他支援対象者として適当でないとき。

(届出)

第9条 支援対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長に届け出なければならない。

(1) 休学、転学、復学又は退学したとき。

(2) 支援対象者又は保護者の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。

(3) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(4) 支援金の給与を辞退しようとするとき。

2 保護者は、支援対象者が死亡したときは、戸籍抄本を添えて遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

第1号様式 (第5条関係)

第1号様式 (第5条関係)

滑川市高等学校生等就学支援願書						
ふりがな氏名		男・女	住	(連絡先) TEL		
生年月日	年 月 日生		所			
在学学校名	学校		年	組		
生計を同一にする家族	住所		TEL			
	続柄	氏名	職業・勤務先	同別居の別	前年度所得	備考
	父 母					
滑川市支援対象者として支援金の給与を受けたいので、連署して申請します。 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 本人 保護者 続柄 年 月 日生 印 印 日生 </div>						
滑川市長			様			

添付書類

- 1 在学証明書
- 2 推薦調書
 - (1) 学業成績証明書
 - (2) 学校長推薦書
- 3 所得証明書

第2号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

推 薦 調 書											
氏 名 (生年月日)		(年 月 日)			学校名			学校			年 月入学
学 年 別 学 業 成 績	学年 (年度)			学年 (年度)			学年 (年度)			備 考	
	科目	単位	評価	科目	単位	評価	科目	単位	評価		
人 物 所 見											
※学 力 総 合 判 定	特に優秀なもの 平均水準以上のもの 平均水準以下であるが、今後の向上が 確実に期待しうるもの			A B C	※家 計 と 学 資 状 況 の 判 定	学資を全く支払いし得ないもの 学資の一部しか支払し得ないもの 学資をどうにか支払し得るもの			A B C		

